

令和5年度 石狩市教育委員会会議（3月定例会）会議録

令和6年3月26日（火）

開会 13時30分

市役所本庁舎 第2委員会室

○委員の出欠状況

委員 氏名	出席	欠席	備考
教育長 佐々木隆哉	○		
委員 松尾拓也	○		教育長職務代理
委員 根本壽夫	○		
委員 坪田清美	○		
委員 鈴木里美	○		

○会議出席者

役 職 名	氏 名
生涯学習部長	蛭谷学俊
生涯学習部次長（教育指導担当）	高橋真
生涯学習部次長（社会教育担当）	伊藤学志
総務企画課長	東薫
学校教育課長	森本栄樹
教育支援課長	鈴木昌裕
市民図書館副館長	岩城千恵
社会教育課長（兼公民館長）	斉藤晶
給食センター長	高石康弘
文化財課長	小島工
総務企画課主幹	笠井剛
総務企画課総務企画担当主査	鎌田晶彦

○傍聴者 0名

議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 議案審議

議案第1号 石狩市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について

議案第2号 石狩市教育委員会会計年度任用職員の任用、給与、勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について

議案第3号 スクールソーシャルワーカー設置に関する規則の一部改正について

議案第4号 石狩市立学校通学区域規則の一部改正について

日程第3 教育長報告

日程第4 報告事項

- ① 令和5年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について
- ② 石狩叢書第3巻の発刊について

日程第5 その他

日程第6 次回定例会の開催日程

令和6年4月30日（火） 13時30分開催

開会宣告

（佐々木教育長）

ただいまから令和5年度教育委員会会議3月定例会を開会いたします。

日程第1 会議録署名委員の指名

（佐々木教育長）

日程第1 会議録署名委員の指名ですが、これは坪田委員にお願いをします。

日程第2 議案審議

(佐々木教育長)

日程第2 議案審議を議題とします。

議案第1号 石狩市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について

(佐々木教育長)

議案第1号 石狩市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について、事務局より提案説明をお願いします。

(東課長)

私から、議案第1号石狩市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正についてご説明します。

本案は石狩市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則に引用している部の名称のうち、先の市議会定例会で議決されました石狩市部設置条例の一部を改正する条例案に基づき、令和6年4月1日付けで変更となるもの及び令和6年2月21日開催の教育委員会会議2月臨時会において承認をいただきました、石狩市教育委員会行政組織規則の一部改正に基づき、同じく令和6年4月1日付けで変更となる課の名称などについて所要の改正を行おうとするものです。

資料の1ページをご覧ください。はじめに、第2条の条文見出しでは、改正前保健福祉部とあるものを改正後は子育て推進部に改めます。また、同条第7号で規定していた学校体育施設の開放に関する条文について、組織の改変により所管が健康推進部に変りますことから、第3条で新たに規定をいたします。これにより条番号はそれぞれ繰り下げとなります。

改正前の第3条、改正後の第4条で規定しております、支所職員への補助執行について、第1項及び第2項の条文中、生涯学習部厚田生涯学習課長及び生涯学習部浜益生涯学習課長とあるものを学校教育部厚田学校教育課長、学校教育部浜益学校教育課長、社会教育部厚田社会教育課長及び社会教育部浜益社会教育課長に改めるとともに、第2項の条文中、生涯学習部厚田生涯学習部課及び生涯学習部浜益生涯学習課とあるものを学校教育部厚田学校教育課、学校教育部浜益学校教育課、社会教育部厚田社会教育課および社会教育部浜益社会教育課にそれぞれ改めようとするものです。施行期日について、2ページに記載のとおり令和6年4月1日からとしております。説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(佐々木教育長)

ただいま提案説明のありました議案第1号につきまして、ご意見、ご質問等はありませんか。

【質問なし】

(佐々木教育長)

ご意見等がないようですので、議案第1号について、原案どおり可決ということで、よろしいでしょうか。

【異議なし】

(佐々木教育長)

ご異議なしと認め、議案第1号について、原案どおり可決しました。

**議案第2号 石狩市教育委員会会計年度任用職員の任用、任用給与、勤務時間、
休暇等に関する規則の一部改正について**

(佐々木教育長)

次に、議案第2号 石狩市教育委員会会計年度任用職員の任用、任用給与、勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について、事務局より提案説明をお願いします。

(東課長)

私から、議案第2号石狩市教育委員会会計年度任用職員の任用、給与、勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正についてご説明いたします。

本案は当該規則の別表に記載しております職種について、青少年育成支援アドバイザーとあるものを教育支援センター指導員に改めるとともに、号俸の上限を37号俸から53号俸に改めようとするものです。当該職員はふらっとくらぶに勤務する者を指しており、文部科学省では不登校の児童生徒が通う施設を教育支援センターと呼称していることから、より分かりやすい職種名とするものであります。説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(佐々木教育長)

ただいま説明のありました議案第2号につきまして、ご意見、ご質問等はありませんか。

(鈴木委員)

職種の名称が変わるということですが、具体的な仕事の内容に変更はありますか。また、上限号俸が 37 から 53 となっていますが、具体的にはどのように変わるのかお伺いします。

(鈴木課長)

まず、1 点目のふらっとくらぶの業務内容については、石狩市適応指導教室要綱で定めており、要綱内の適応指導教室を教育支援センターと名称を改めておりますが、業務内容については教育支援センターの指導計画、無休児童生徒の指導等ということで、これまでと変更はありません。

2 点目について、具体的な号俸の額について少しお時間をいただき、後ほどお答えいたします。

(鈴木委員)

はい、わかりました。

(佐々木教育長)

他にご意見、ご質問等はありませんか。

(松尾委員)

今回の改正で具体的に処遇が変わる職員さんはいるのか、また、号俸の上限を変えたことにより具体的な待遇が変わる方がいるか、どの程度変わるのかについても教えていただければありがたいです。

(鈴木課長)

会計年度任用職員の給料はこちらの給料表の下限を基準に算定し、経験年数によって号俸の加算をし、給料を決定します。現在ふらっとくらぶに配属されている職員については、これまでの実務経験等から最高号俸としているため、今回の改正により、給料面で処遇改善が行われることとなります。

(松尾委員)

改正後は、これまで 37 号俸の方が 53 号俸に引き上がるということによろしいですか。

(鈴木課長)

はい、そうです。

先ほどの鈴木委員からの質問についてですが、給料表上、1級 37号俸が213,200円、53号俸が228,900円となります。会計年度任用職員は、勤務時間が正規職員のおよそ3/4であり、給料額はこの給料表の額から勤務時間に合わせて設定しているため、号俸を改定することにより、処遇改善が行われるという改正内容となります。

(佐々木教育長)

よろしいでしょうか

(松尾委員)

はい。経験年数や実務経験により金額が上がったという理解でよろしいですか。

(鈴木課長)

内部の考え方の整理、予算折衝等を経た上で、上限を上げるという制度改正を行い、職員の処遇改善を行うことにつなげました。

(鈴木委員)

はい、わかりました。とてもみなさん頑張っていると思ったので、今回、上げていただいたことが大変良かったと思います。ありがとうございます。

(佐々木教育長)

他にございませんか。

(松尾委員)

具体的な額も含めてよくわかりました。この職種の処遇として、この給与水準は、相場という言い方が適切かはわかりませんが、相場的にどうですか。

(鈴木課長)

こちらは会計年度任用職員制度全般の話にもなりますが、私が所管しております教育支援課で申しますと、大きく分けて3つの職種、一つがスクールソーシャルワーカー、もう一つが特別支援の教育相談担当、もう一つが教育支援センター相談員となっていて、今回担当所管として課内で給料等を比較したとき、ふらっとくらぶの職員が、他に比べ処遇が少し低いことがわかりました。他職種と異なる仕事ではありますが、ふらっとくらぶでは、近年、個別支援が必要なお子さんの増加等、勤務の困難性が増してきていることもあり、今回の処遇改

善が職員のモチベーションにつながり、最終的にはそこに通っているお子さんの必要な対応につながると考え、今回提案しております。以上でございます。

(鈴木委員)

必要な処遇の改善をしていただいたことで、すごく良かったと思います。

(佐々木教育長)

他にございませんか。

【質問なし】

(佐々木教育長)

ご意見等がないようですので、議案第2号について、原案どおり可決ということで、よろしいでしょうか。

【異議なし】

(佐々木教育長)

ご異議なしと認め、議案第2号について、原案どおり可決しました。

議案第3号 スクールソーシャルワーカー設置に関する規則の一部改正について

(佐々木教育長)

続きまして、議案第3号 スクールソーシャルワーカー設置に関する規則の一部改正について、事務局より提案説明をお願いします

(鈴木課長)

私から、議案第3号スクールソーシャルワーカー設置に関する規則の一部改正についてご説明申し上げます。

配布資料4ページをご覧ください。規則改正の新旧対照表で、給料基本報酬の月額234,000円を月額235,500円に改めるものです。改正理由として、昨年12月、国家公務員に対する人事員勧告が示され、それを基に当市の給料表の適用を受ける正職員および会計年度任用職員の給与改定が行なわれ、これを踏まえ、スクールソーシャルワーカーの報酬について、他の職員との均衡上、必要性があることから改正するという内容になっております。他の職員は昨年12月に改正さ

れましたが、他の職員は、給料表の適用を受けておりますので、給料表が改正されることにより自動的に改正されますが、スクールソーシャルワーカーについては定額制のため、給料改定には予算措置等が必要なことから、令和6年度予算折衝を踏まえ、予算を確保し、令和6年4月1日から給料を改定することとなっております。また、給料改定額の算出方法は、3級52号俸という給料を基に計算していますので、その基となる給料表が改正されたため、234,000円を235,500円に改めるといふ算定結果となります。私からは以上となります。

(佐々木教育長)

ただいま、提案説明のありました議案第3号につきまして、ご質問、ご意見があればお願いいたします。

【質問なし】

(佐々木教育長)

ご意見等がないようですので、議案第3号について、原案どおり可決ということで、よろしいでしょうか。

【異議なし】

(佐々木教育長)

ご異議なしと認め、議案第3号について、原案どおり可決しました。

議案第4号 石狩市立学校通学区域規則の一部改正について

(佐々木教育長)

次に、議案第4号 石狩市立学校通学区域規則の一部改正について、事務局より提案説明をお願いします。

(東課長)

私から、議案第4号石狩市立学校通学区域規則の一部改正についてご説明いたします。

本案は、市内緑苑台地区の宅地開発の再開に伴う字名改正および浜益区の義務教育学校の設置にかかる所要の改正を行おうとするものです。

資料の5ページをご覧ください。はじめに、第1条では宅地開発が再開されました緑苑台西地区の一部について、これまで字名が花川東であった区域が緑苑

台西1条1丁目に改められたことから、規則別表に規定する通学区域の名称を変更しようとするものです。

第2条では、令和8年4月に開校を予定しております浜益における義務教育学校の開設に伴いまして、規則別表第1「小学校」に規定しております浜益小学校および規則別表第2「中学校」に規定しております浜益中学校がそれぞれ廃止される予定であることから、これらを削除し、別表第3「義務教育学校」に（仮称）石狩市立浜益小中学校を新たに加えようとするものです。施行期日は資料6ページの附則に記載のとおり、第1条の規定は本年4月1日から、第2条の規定は浜益小中学校の開校予定日であります令和8年4月1日からとしております。説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

（佐々木教育長）

ただいま、提案説明のありました議案第4号につきまして、ご質問、ご意見があればお願いいたします。

【質問なし】

（佐々木教育長）

ご意見等がないようですので、議案第4号について、原案どおり可決ということで、よろしいでしょうか。

【異議なし】

（佐々木教育長）

ご異議なしと認め、議案第4号について、原案どおり可決しました。

日程第3 教育長報告

（佐々木教育長）

次に、日程第3 教育長報告を議題といたします。3月定例会での教育長報告につきましては、お配りしております資料をご覧くださいまして、報告に代えさせていただきますと思いますが、資料に修正がございます。

25日、令和5年度第2回石狩市社会教育委員の会議が、第3回の誤りです。また、場所は市民図書館の視聴覚室です。修正をお願いいたします。

ご質問等があればお願いいたします。

(根本委員)

3月11日(月)の指導力向上に関する連携会議ですが、どの学校同士の連携なのか、指導力とはどのような分野の指導力を指すのか教えてください。

(佐々木教育長)

これは中学校で、新任の先生と指導力に課題があると認められる先生に対し指導教員が指導力を向上させるための取組みを実施し、その結果を授業参観などで来年度以降も改善の状況を確認し、次年度以降の対応を検討する場です。

(根本委員)

わかりました。

(佐々木教育長)

他にございませんか。

(鈴木委員)

3月21日のMOA美術館全国児童作品展の授与式について、南線小学校で行われたということですが、以前は図書館で行われていたということで、学校で行うようになったのは、どのような経緯ですか。

(佐々木教育長)

市内から集まった作品のうち、優秀作品を図書館で表彰しておりました。今回はその中で最優秀に選ばれたものを全国の展覧会に出展し、そこで入選したためMOAから賞状が送られたので、入選したお子さんが通っている小学校に行き伝達してきたということです。入選したのは4年生のお子さんと、全国大会に入選したのは、おそらく市内で初めてです。

(鈴木委員)

わかりました。ありがとうございます。

(佐々木教育長)

他にございませんか。

(坪田委員)

3月12日の能登半島の支援教員の報告とありますが、内容について教えてください。

(佐々木教育長)

市内から三人の先生が能登半島の支援に行き、一人目が石狩中学校の先生で2月14日から16日、二人目が花川中学校の先生で2月20日から23日、三人目が花川南中学校の先生で3月18日から22日という日程です。内容は、輪島で学校が被災して中学生が集団で避難してきた青年の家での仕事です。最初に行った先生は、そこで教科指導に当たっています。二人目、三人目の先生は、合宿のため、夜中の生活指導に当たっています。この日は、一人目と二人目の先生から報告を受けました。青年の家に来ていたのが、受験を控えた中学校3年生で、6人部屋に8人入った状態で寝泊まりしながら、昼間は授業を受ける生活とのこと。教科指導の先生からは、環境がなかなか厳しいので、授業をしても後ろの席の子どもは集中できない子が多かったり、学校の管理形態も曖昧で、明日何をすればいいのかわからない状態でスタートしたため、支援に行った先生たちでミーティングをし、状況を改善してきたという話がありました。生活指導の先生からは、一番気をつかったのが感染症対策という話と、Wi-Fiがある環境のため、子ども達が長時間スマホをいじっていることがありましたという話がありました。先生たちからは、何のために今の時期に避難してきたのか、よく考えるように、といった指導をしてきたということです。本当に子どもたちは、厳しい状態の中で頑張っていたということをお二人とも話してらっしゃいました。

(坪田委員)

ありがとうございました。

(佐々木教育長)

他にございませんか。

(松尾委員)

2点あります。2月21日の石狩市学校部活動の地域連携・地域移行に関する協議会で、どのような話題が出ていたのかお聞かせいただければというのと、3月21日の北海道教育庁の道立学校配置制度担当局長との面談はどのようなものだったか教えていただければと思います。

(森本課長)

1点目は私から説明します。この協議会は、スポーツ関係団体、文化芸術関係団体、学校関係者と市の関係する部局、PTAの方々に参加いただき、開催しました。この会議では、事務局から部活動の現状、具体的には部活動の加入率が6

～7年前に比べて10パーセントほど減少していること、軟式野球、サッカー、ソフトボールの3競技の加入生徒数が減っているため、チーム編成が難しいという状況を説明しました。その他、国のガイドラインの状況、北海道の推進計画の状況なども説明しながら、今後2ケ年度かけて地域移行を検討するというお話しております。やはり、主役は子どもたちになりますので、子どもたちへのアンケート、また保護者、教職員へのアンケートの実施を提案し、了承いただきましたので、その結果を踏まえ、今後市の考え方を示しつつ協議を進めていきます。以上です。

(佐々木教育長)

2点目は私から説明します。昨年、星置養護学校紅葉山校舎の保護者から、生徒は増えているが先生が足りず、指導に苦慮する場面が多いので何とかならないかという話が、道教委および市教委に対してありました。その後、道教委と市教委の間で、分校にすることも含めて検討をする動きがありましたが、夏前頃、道教委より分校化の話は一旦白紙に戻すという話があり、それ以降先方から連絡がなかったため、状況確認に行きました。

道教委からは、分校化すると教職員が11人増え、その分人件費もかかるため、分校化をすぐに進めることは難しいという話を受けました。ただ、先生方が厳しい状況にあることはわかっているので、新年度はスクールサポートスタッフをしっかりと使える措置を講じつつ、今後の進め方について内部で検討するというお話を受けました。

(松尾委員)

ありがとうございます。

1点目ですが、アンケートの結果等、ある程度状況が見えてきましたら、勉強会等で教えてください。

(佐々木教育長)

他にございますか。

【質問なし】

(佐々木教育長)

ご質問等がないようですので、教育長報告について、了承ということによろしいでしょうか。

【異議なし】

(佐々木教育長)

ご異議なしと認め、教育長報告について了承をいただきました。

以上で、日程第3 教育長報告を終了します

日程第4 報告事項

(佐々木教育長)

次に日程第4 報告事項を議題といたします。報告事項①令和5年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について事務局から説明をお願いします。

(高橋次長)

私から、報告事項①令和5年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果についてご説明いたします。

本調査は、全国的な状況との関係において、本市の子どもの体力、運動能力向上に関わる政策の成果と課題を把握し、その改善を図るとともに、取り組みを通じて子どもの体力・運動能力の向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立すること等を目的に、全国の小学校5年生、中学校2年生を対象に実施されている調査です。

それでは石狩市の調査結果を報告します。

体格と肥満に関する調査結果です。3ページ、4ページをご覧ください。小学校男子は身長が全国平均とほぼ同様ですが、体重は上回っております。女子は身長体重ともに全国平均を上回っております。昨年度に比べ、身長では男子はわずかに下回り、女子は上回っております。体重では男子は下回り、女子は上回っております。6ページ、中学校では男女ともに全国平均を上回っております。

続きまして小学校の実技調査結果です。男子は長座体前屈以外が昨年度を上回り、握力、長座体前屈、反復横跳び、ソフトボール投げは全国平均を上回りました。女子は握力、上体おこし、反復横跳び、50メートル走、ソフトボール投げで昨年度を上回り、握力、上体おこし、長座体前屈、反復横跳び、ソフトボール投げで全国平均を上回りました。

5ページ、体力合計点では、男子は全道平均とほぼ同様で、全国平均を上回り、女子は全道、全国平均を下回りました。昨年度との比較では、男子は上回り、女子は下回りました。7ページ目、中学校の結果です。男子はシャトルラン以外の種目で昨年度を上回り、握力、上体反おこし、長座体前屈で全国平均を上回りました。女子は握力、シャトルラン、50メートル走、ハンドボール投げで昨年度

を上回り、握力、持久力で全国平均を上回りました。ただし、持久走は標本数が少ないという状況での実施でした。体力合計点について、男子は全国を下回り、全道を上回りました。女子は全国、全道を下回り、昨年度との比較では男子は上回り、女子は下回ったという結果です。

続きまして、質問調査の結果報告です。10 ページ、生活習慣、朝食摂取の結果です。小学校では、朝食を毎日食べると回答した児童の割合は男子 70 パーセント、女子 69 パーセントでした。全国平均は男子 81 パーセント、女子 79 パーセント、全道平均は男子 74 パーセント、女子 72 パーセントのため、全国、全道を下回っております。18 ページをご覧ください。中学校では朝食を毎日食べると回答した生徒の割合は男子 69 パーセント、女子 60 パーセントでした。全国平均は男子 80 パーセント、女子 73 パーセント、全道平均は男子 74 パーセント、女子 64 パーセントのため、全国、全道を下回っております。

次に睡眠時間の結果です。10 ページをご覧ください。緑から黄色にかけて 7 時間以上 9 時間未満の睡眠が適正と思われませんが、男子は 49 パーセントで全国平均 51 パーセントを下回っております。全道平均は 48 パーセントのため上回っております。女子は 40 パーセントで、全国平均の 51 パーセント、全道平均の 46 パーセントを下回っております。中学校は 18 ページをご覧ください。7 時間以上 9 時間未満の睡眠をする生徒、男子は 51 パーセント、女子は 42 パーセント、全国平均は男子 58 パーセント、女子 50 パーセント、全道平均は男子 59 パーセント、女子 52 パーセントのため、下回っています。

続きまして、小学校の生活習慣、スクリーンタイムの結果で、平日、学習以外でどのくらいテレビ、DVD、ゲーム機、スマートホン、パソコンの画面を見ているかですが、小学校では男女ともに 3 時間以上の長時間という傾向にあります。男子 56 パーセント、女子 48 パーセントで、全国平均の男子 42 パーセント、女子 37 パーセント、全道平均の男子 49 パーセント、女子 46 パーセントを上回っております。昨年度と比べると、男女ともに 5 時間以上の割合が増加しております。続きまして、中学校は男女ともに長時間の傾向が見られます。3 時間以上視聴する割合は、男子 67 パーセント、女子 62 パーセント、全国平均は男子 48 パーセント、女子 47 パーセント、全道平均は男子 56 パーセント、女子 55 パーセントで、大きく上回っています。特に 5 時間以上の割合が、男女ともに増加しております。

続きまして、運動習慣に関する結果です。11 ページをご覧ください。一週間の総運動時間について、小学校男子の総運動時間は 711 分で、全国平均の 545 分、全道平均の 585 分を大きく上回っております。女子の総運動時間は 427 分で、全国平均の 323 分、全道平均の 386 分を大きく上回っております。一週間の総運動時間が 450 分以上の児童は、体力合計点が高い傾向にあります。中学校

男子について、一週間の総運動時間は 623 分で全国、全道平均を下回っております。女子は 492 分で全国平均は下回りましたが、全道平均は上回りました。

最後に、学校質問の結果についてお知らせします。23 ページをご覧ください。学校全体で、体育、保健の授業以外で体力、運動能力向上のために取り組みをしていると答えた学校の割合は小学校、中学校ともに 100 パーセントであり、全国、全道平均を上回っております。また、学校全体で体力、運動能力向上のための目標を設定していた学校の割合は小学校、中学校ともに 100 パーセントであり、全国、全道平均を上回っております。また、調査結果を踏まえた授業の工夫、改善を行ったと回答した割合も、小学校 100 パーセント、中学校 86 パーセントと全国、全道平均を上回り、調査結果を活用した取り組みが定着したと考えます。

1 ページ目に総括を書かせていただいております。石狩市教育委員会では、今回の調査結果を学校と共有し、令和 6 年度学校教育基本方針で、健やかな体の育成に向け、石狩市内全校、全学年で取り組んでおります。体力テストの結果分析に基づく体力向上プランの推進、児童生徒の実態に即した一校一プランの推進、生活リズム調べ等による規則正しい生活習慣の定着、啓発の具体的な取り組みを位置づけ従来の取り組みを継続、充実させていきます。運動、スポーツイベント等への参加奨励、石狩市部活動のあり方に関する方針に基づいた指導の徹底も進めてまいります。子どもの体力向上、生活習慣の改善を図るためには、学校、家庭、地域が一体となって取り組むことが大切です。地域、保護者の皆様のご理解とご協力が得られるよう、学校からの発信、学校だより等での調査結果の公表や、児童生徒一人ひとりの結果をお知らせすること、規則正しい生活習慣の定着の啓発等に引き続き取り組みます。以上です。

(佐々木教育長)

ただいま、事務局から報告がありましたが、この件について、ご質問等はありませんか。

【質問なし】

(佐々木教育長)

質問等がないようですので、報告事項①を了解ということによろしいでしょうか。

【異議なし】

(佐々木教育長)

ご異議なしと認め、報告事項①を了解しました。

次に報告事項②石狩叢書第3巻の発刊について、事務局から説明をお願いします。

(岩城副館長)

私から、報告事項②石狩叢書第3巻の発刊について説明します。

石狩叢書第3巻「石狩海岸の自然誌」が、令和6年3月31日(日)に発刊となります。石狩叢書は市の自然、文化、歴史、芸術、その他の分野を後世に広めることを目的に、これまで第1巻は吉岡玉吉さんの「昔語り 私の体験したサケ漁」、第2巻は田岡克介さんの「鮭話彼是 鮭の鱗」が発刊されております。今回の第3巻は石狩海岸の自然誌をテーマに、地形、植物、動物、生態系、海、空、人、環境の八つの視点から、北大の講師や市内外の博物館などの学芸員、市民団体や市の職員など13名の方に執筆いただき、40エピソードを収録しています。また、子どもから大人まで読みやすいように花や動物、昆虫など、写真をできるだけ多く掲載し、全編カラー印刷となっています。これまでに比べ、ページ数が1.5倍となり、価格も1～2巻は1,000円で販売しておりますが、第3巻は1,500円となりました。販売箇所は、石狩市民図書館喫茶コーナー、道の駅石狩「あいろど厚田」、石狩市役所4階石狩市職員福利厚生会、石狩市観光センターの4箇所です。市内小中学校には寄贈する予定です。以上です。

(佐々木教育長)

ただいま、事務局から報告がありましたが、この件について、ご質問等はありませんか。

【質問なし】

(佐々木教育長)

質問等がないようですので、報告事項②を了解ということでよろしいでしょうか。

【異議なし】

(佐々木教育長)

ご異議なしと認め、報告事項②を了解しました。

日程第5 その他

(佐々木教育長)

次に、日程第5 その他を議題とします。教育委員の皆さんから何かございませんか。

【意見なし】

(佐々木教育長)

事務局からありませんか

(高橋次長)

私から、校則の積極的な見直しについて説明します。

この取組みに石狩市教育委員会、石狩市立学校で取り組んで3年を迎えますが、この間の取り組みの振り返りとなります。

4月20日、教育長より校則の積極的な見直しについて、学校に通知を出したところです。通知内容は、校則の見直しの意義、校則の見直しについて児童生徒、保護者、学校関係者が参画すること、保護者等への周知、児童生徒、保護者への説明についてです。併せて、校則の見直し手順について示しております。この通知に基づき、各学校ではこの間、校則の見直しを行ってきました。石狩市教育委員会では、12月に一年間の校則の見直し、各学校の取組みについて集約しております。集約したものは資料4-1、A3サイズで小学校、中学校それぞれ一枚にまとめています。取り組み状況をまとめたものが資料5になります。学校にお願いしていた、校則の学校ホームページの公開について、調査時点では(1)から(4)に示した取組み校数でしたが、3月現在では市内小中、義務教育学校、すべての学校で公開しております。校則の見直し手順についても同様で、3月現在ではすべての学校で公表しております。昨年度より多くの学校で手順に沿った校則の見直しが行われました。取組みを通して児童生徒の参画、教育的な意義を実感されている学校が多く見受けられました。また、髪型ツープロック、制服、ハンドファン、冬の遊び、文房具、持ち物など、具体的なきまりに踏み込んで学級討議などを基に見直しを進めた学校が多く見受けられました。学級討議等の取組みを通して、児童生徒が参画することの意義、校則の意義を理解し、自ら校則を守ろうとする意識につながる、学校のルールを無批判に受け入れるのではなく、自分自身が根拠や影響について考え、身近な課題を自ら解決するといった教育的意義を有すると答えた学校も多くありました。教育委員会としましては、各学校の見直しおよびそこで決められた校則について、尊重する考えで、今後の

取組みということでご意見をいただいているところです。

校則見直しの教育的意義は認めますが、見直しの手順に沿って本格的に見直すとは、結構な時間がかかります。毎年本格的な校則の見直しに、児童会、生徒会から議題を各学級に提議し、討議の上でもう一度児童会、生徒会で集約をして職員会議にかける、それをPTA総会、PTA役員会にかけることを毎年やるのは、学校でもなかなか時間がとれないということもあり、2、3年期間を置くのが適当と思いますが、その間にも児童生徒アンケート、保護者アンケートの際に、校則についての意見を集約し、学校として見直しが必要と判断した場合、本格的な手順を経ず、見直しをしていただきたいということを伝えてあります。

学校からは、校則の見直しについて、学校管理規則で条文があると、スムーズに取組みを進めることができるという意見をいただきました。最終意見をいただいた時には、学校管理規則を改正するまでもなく、今年取り組んだように通知を出すことで十分可能と思いますが、もし学校現場で条文があった方が取り組みやすいという意見が多ければ、その必要性を認知して学校管理規則を見直すという結論に至り、再度各校長先生に条文が必要か意見集約をしました。その結果、必要と回答があった学校が9校、どちらでもないという学校が2校、必要ない学校が5校でした。必要という主な意見として、法令根拠はないが、今後注目される部分である、子どもの権利条約の取組み同様、今日的な課題は率先して対応できる校長でありたい、校則を定めるための根拠としては必要というものがありました。また、どちらでもない理由は、市教委で定期的に校則の見直しを求め、確認、調査するのであれば必要だが、校長として不断に学校教育の在り方や状況を見直すことは当たり前のため、条文は必要ないという意見がありました。必要ないという意見でも、一斉に見直す必要がある場合には通知を出すという意見もありました。集約の結果、教育委員会として、石狩市学校管理規則に校則の見直しに関わる条文を加えた方が、学校の取組みが円滑かつ根拠を持って推進できると受け止め、教育委員会会議等で改善する方向で検討しますという回答を校長会に出しました。時期は令和6年度中、順次検討を進めながら改善を図ります。各学校で取り組み終わった現在の校則について、データ集約できておりますので、委員の皆様にお渡します。以上です。

(齊藤課長)

私から、石狩市地域学校協働活動推進交付金について説明します。

この交付金は、社会教育法に規定しております地域学校協働活動を行う学校に対し、交付するものです。この事業は、各学校運営協議会が独自に事業を企画し、保護者や地域住民の参画を促し、地域ならではの創意工夫を生かした特色ある学校づくりを進めることを目的としています。申請の締め切りは6月末を予

定しておりますが、申請状況によっては延長する場合があります。予算額は 20 万円で、一学校あたり 5 万円を限度としております。補助対象経費は、報償費、旅費、需用費、義務費、使用料および賃借料でございます。選考の基準は、各地域において登下校の見守りや授業支援、学校環境整備など幅広い地域住民等の協力のもと学校支援活動が行われてきましたが、地域が学校や子どもたちを支援するという一方向の関係になりがちであります。地域学校協働活動は、これまでの学校支援活動を基盤に、学校と地域が相互にパートナーとして連携協働し、活動を通して子どもたちとともに地域の大人たちも学びあい、繋がりを深めていく活動でありますので、今後はより地域住民との連携協働を促進していく活動にする必要があると考え、より良い地域づくりに繋がっていくものと期待しております。資料中に、例として①学校支援の成果を地域に還元すること、②地域の取組みを学校とともにを行うことを載せており、裏面には今年度実際に取り組まれた事業を抜粋しております。参考までにご覧ください。以上です。

(佐々木教育長)

ただいま、事務局から報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(根本委員)

学校管理規則の改正について、具体例としてコロナ感染が始まった時に、中学校で黒いマスクをしてきた子どもを追い返したという事例がありました。また、ツブロックで刈り上げてきて指導があったという事例もあります。人と違ったことをしたら全部ダメという考え方が蔓延しやすい体質が学校にありそうなので、学校管理規則により見直しをかけることを要求していくことは賛成です。

(佐々木教育長)

具体的に、どういうかたちで位置付けるかは、来年度の教育委員会会議で色々相談していきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

他にございませんか。

(松尾委員)

校則の見直しについて、子どもたちが中心となって色々な議論をして随分練り上げられたと伺っておりまして、新旧対比するとかかなり変わっていたという印象でした。こういった話題が教育委員会に出てからかなりの年数が経ちますが、ようやくここまで来たと、個人的にも感慨深いです。引き続きの取組みを期待しております。

(佐々木教育長)

他にございませんか。

【意見なし】

(佐々木教育長)

意見等がないようですので、その他を了解ということでよろしいでしょうか。

【異議なし】

(佐々木教育長)

それでは、日程第5 その他を了解しました。

以上で、日程第5 その他を終了します。

日程第6 次回定例会の開催日程

(佐々木教育長)

次に日程第6 次回定例会の開催についてを議題といたします。次回については、4月30日(火)、13時30分からの開催を予定しております。よろしくお願い申し上げます。

以上で、3月定例会の案件は全て終了いたしました。

閉会宣言

(佐々木教育長)

これをもちまして、令和5年度教育委員会会議3月定例会を閉会いたします。

閉会 時 分

会議録署名

上記会議の経過を記録し、その相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和6年3月29日

教育長 佐々木 隆哉

署名委員 坪田 清美